

## 【お知らせ】

【免震材料の品質に関する基準（平成12年建設省告示第1446号）】（以下「改正告示」）が改正されましたのでご案内いたします。

改正告示に係る運用は以下の内容となります。

### ○改正に係る運用の概要

#### ①免震材料の品質に関する基準の改正（告示第1446号第3第1項第5号関係）

（品質管理体制の審査の強化）

- ・ 検査データの保存
- ・ 検査データの改ざん防止
- ・ 発注者等による製品性能の確認

#### ②改正告示の施行と適用について

＜既認定品への適用＞

大臣認定の取直しは不要とし、品質管理体制が改正告示（上記①）に適合していることを**評定等により確認**する。

⇒ **GBRCでは「安全審査」で確認いたします。**（現に用いられている材料は適用対象外）

#### ③制振部材の品質確保

法第20条の大臣認定の審査において、免震材料で求める措置（上記①,②）が行われる製品を用いる方針であることを**性能評価時に確認**する。



### ＜対象材料＞

免震材料のうち、製品組立時の精度のばらつきが想定され、出荷時の性能試験により個々の性能確認しているもの

対象：オイルダンパー、積層ゴム、転がり支承など

対象外：鋼材ダンパー、鉛ダンパーなど

### ○スケジュール

令和元年9月30日：改正告示公布

令和2年4月 1日：改正施行予定

令和3年4月 1日：既認定品への遡及 ⇒ **改正告示に適合しない場合は用いることができない。**

**ご注意  
ください**



## 【お知らせ】2019年11月中旬施行予定の「建築物省エネ法の改正」概要について

令和元年5月17日に公布されました「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」の法交付後6ヶ月以内施行が近づいてきましたので改めて概要を紹介します。

オフィスビル等

### 複数建築物の連携による性能向上計画認定制度の対象を拡大

複数の建築物の省エネ性能を総合的に評価し、高い省エネ性能を実現しようとする取組を促進

- 省エネ性能向上計画の認定（容積率特例）\*の対象に、複数の建築物の連携による取組を追加（高効率熱源（コージェネレーション設備等）の整備費等について補助金制度あり）

\*計画が誘導基準に適合する場合に所管行政庁の認定を受けることができる制度。認定を受けた場合、省エネ性能向上のための設備の設置に要した床面積を容積率算定の延べ面積に算入しないことができる（上限あり）。

マンション等

### マンション等に係る計画届出義務制度の審査手続きの合理化

監督体制の強化により、省エネ基準への適合を徹底

- 民間審査機関による評価書（例：住宅性能評価書）を活用し、所管行政庁による計画の審査（省エネ基準への適合確認）を合理化、省エネ基準に適合しない基準不適合物件に対する監督（指示・命令等）体制を強化

戸建住宅等

### 注文住宅および賃貸アパートの追加により住宅トップランナー制度の全面展開

大手ハウスメーカー等の供給する戸建住宅等について、トップランナー基準への適合を徹底

- 建売戸建住宅を供給する大手住宅事業者に加え、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）に適合する住宅を供給する責務を課し、国による勧告・命令等により実効性を担保

省エネ基準等の詳細については、説明会が開催されます。

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/2019shoene-shosai> ,

<https://www.shoene.org/> をご確認ください。

#### 【編集後記】

今回のメルマガでは、構造と省エネに関する内容をお届けしました。構造は、改正されました免震材料の品質に関する基準（平成12年建設省告示第1446号）について、ポイントを整理してお伝えしております。省エネにつきましては、審査機関や設計者を対象とした説明会が、随時開催されておりますなかで、法交付後6ヶ月以内施行が近づいてきましたので、その内容について、要点をご紹介します。ご確認ください。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評価センター 建築確認検査課  
担当：城ヶ原・川上・中川  
TEL：06(6966)7565  
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp